

あきたびじん支店専用定期預金規定

当行あきたびじん支店（以下「当店」といいます。）で開設する定期預金口座は本規定により取扱います。この規定に定めのない事項については、別途当行が定める各取引規定により取扱います。また、この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく取引とし、証書・通帳は発行しません。ただし、一部商品については、当行が定めた方法による取引とします。

1.（取扱店）

この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく取引のため、当店を含む当行本支店の窓口で預け入れ・払戻し等を行うことはできません。

2.（利用対象者）

この預金は日本国内に居住する満18歳以上の方を利用対象とします。

3.（預入期間）

この預金の預入期間は1年（単利型）、3年、5年（複利型）とします。ただし、この預入期間について、別の定めをしたときには、その定めによるものとします。

4.（預金の支払時期等）

(1) 自動継続扱いの場合

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) 自動解約扱いの場合

この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元利金はあらかじめ指定された当店の預金口座に入金するものとします。

5.（利 息）

(1) この預金の預入期間1年物の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に当店の口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(2) この預金の預入期間3年物・5年物の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に当店の口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数によって計算し、この預金とともに支払います。利率は、解約日における当行所定の普通預金利率を適用します。

(4) この預金の単利型の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(5) この預金の複利型の付利単位は1円とし、6か月毎の複利で計算します。

6.（証券類の受入れ）

小切手その他の証券類の受入れはできません。

7.（預金の解約、書替継続）

この預金は自動継続または自動解約扱いの取扱いとします。

8.（届出事項の変更等）

(1) 届出印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直

ちに当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行の到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上